92　政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

附則第七条第一項中「（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、「同条第二十項（同条第二十四項」を「同条第十一項（同条第十五項」に、「同条第二十二項」を「同条第十三項」に、「同条第二十四項」に、「同条第十九項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十一項」に、「同条第四十項」を「同条第三十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」を「同条第三十八項」に、「同条第四十七項」を「同条第三十九項」に、「同条第五十項」を「同条第四十一項」に、「同条第五十三項」を「同条第四十四項」に、「同条第五十四項及び第五十五項」を「同条第四十五項及び第五十六項」に改め、同条第二項中「第二十項第一号ロ」を「第十一項第一号ロ」を「第十三項第一号ロ」に、「第二十八項第一号イ」を「第十九項第一号イ」に、「第三十二項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ」を「第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ」に、「第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ」を「第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ」に、「第五十五項第一号ロ」を「第四十六項第一号ロ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十二条第二十一項第一号イ」を「附則第十二条第二十四項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十二条第十二項第一号イ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十二条第二十一項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同項第二号イ中「附則第十二条第三十項第一号」を「附則第十二条第二十一項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第三十項第二号」を「附則第十二条第二十一項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項の表政令附則第十二条第一項第八号の項中「附則第十二条第一項第三号」を「附則第十二条第一項第四号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第十一号の項及び政令附則第十二条第一項第十四号の項中「附則第十二条第一項第十二号」に、「同項第十三号」を「同項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第七項第二号の項及び政令附則第十二条第十三項第二号の項を削り、同表政令附則第十二条第二十一項第二号ロの項中「附則第十二条第二十一項第二号ロ」を「附則第十二条第十二項第二号ロ」に、「第二十三項」を「第十四項」に改め、同表政令附則第十二条第二十二項第一号ロの項中「附則第十二条第二十二項第一号ロ」を「附則第十二条第十三項第一号ロ」に、「附則第十二条第一項第十三号」を「附則第十二条第一項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第二十項第七項第三号の項中「附則第十二条第二十七項第三号」を「附則第十二条第十八項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第一号ロの項中「附則第十二条第二十八項第一号ロ」を「附則第十二条第十九項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号イの項中「附則第十二条第二十八項第二号イ」を「附則第十二条第十九項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号ロの項中「附則第十二条第二十八項第二号ロ」を「附則第十二条第十九項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第三号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十六項の項中「附則第十二条第四十二項第二号」を「附則第十二条第四十三項」を「附則第十二条第三十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第三号の項中「附則第十二条第四十六項第一号」を「附則第十二条第三十六項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号ロの項中「附則第十二条第三十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号ロの項中「附則第十二条第三十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号イの項中「附則第十二条第三十八項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ロの項中「附則第十二条第三十八項第二号ロ」を「附則第十二条第三十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ロの項中「附則第十二条第三十八項第二号ロ」を「附則第十二条第三十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第二号の項中「附則第十二条第五十二項第二号」を「附則第十二条第四十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十三項の項中「附則第十二条第五十三項」を「附則第十二条第四十四項」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第一号ハの項中「附則第十二条第五十四項第一号ハ」を「附則第十二条第四十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第二号ロの項中「附則第十二条第五十四項第二号ロ」を「附則第十二条第四十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第二号ハの項中「附則第十二条第五十四項第二号ハ」を「附則第十二条第四十五項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第一号ハの項中「附則第十二条第五十五項第一号ハ」を「附則第十二条第四十六項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第二号ロの項中「附則第十二条第五十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十六項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第二号ハの項中「附則第十二条第五十五項第二号ハ」を「附則第十二条第四十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋）

第七条の二　法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第八条の三の四第一項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）」に改め、同条第二項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三項中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「(1)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「(4)の窒素酸化物の欄」に改め、同条第九項中「細目告示第四十一条第一項第十一号ロ」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第十一項において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第十項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「(1)窒素酸化物の欄」を「イの窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(4)」を「第四十一条第一項第三号の表のニ」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「ニの窒素酸化物の欄」に改める。

附則第二十二条の四及び附則第二十四条の二を削る。